

仮徴収(年金天引き)のお知らせ

令和7年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。納付方法の変更を希望する人は、手続きを行ってください。
詳しくは、**本保険年金課(☎22429)**へ。

仮徴収とは

令和7年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額(仮徴収額)で徴収を行うことを仮徴収といいます。仮徴収する金額は、令和6年度の保険税(料)を基に算定を行います。

※令和7年度の年間保険税(料額)については、7月に決定し、同月中に通知予定です

仮徴収の対象は

令和6年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。加入している保険ごとに対象となる世帯(人)

が異なりますので、詳しくは下図で確認してください。

納付方法の変更を希望する人は申請を

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付方法を変更することができます(納付書による納付への変更はできません)。
口座振替による納付を希望する人は、保険年金課または各行政センターで申請手続きをしてください。



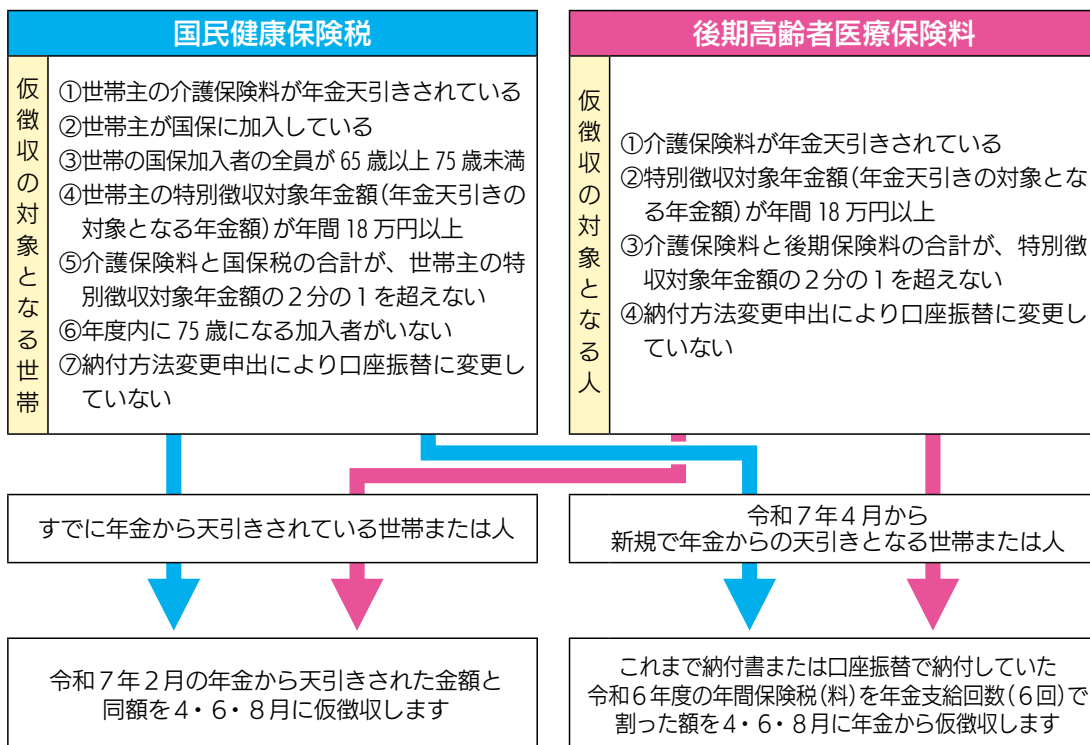
※口座振替ができなくなった場合は、年金天引きが再開される場合があります
持ち物 ①本人確認書類
②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)

申請期限 1月31日(金)

※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。申請は随時受け付けています

仮徴収に該当しない場合は

令和7年度は、納付書または口座振替による納付になります。納期は7月から翌年2月までの年間8回です。7月中旬に送付する通知書を確認してください。



▲国保税
市ホーム
ページ



▲後期保険料
市ホーム
ページ